

議第 32 号

下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

条例制定当時から財政事情を見直した結果、財政見通しに改善がみられることから、減額率を改正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年下呂市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（下呂市職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第 2 条 特例期間においては、下呂市職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給料表</th> <th style="width: 40%;">職務の級又は号給</th> <th style="width: 40%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">行政職給料表（一）</td> <td style="text-align: center;">2 級以下</td> <td style="text-align: center;"><u>100 分の 1.20</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級から 5 級まで</td> <td style="text-align: center;"><u>100 分の 2.00</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級及び 7 級</td> <td style="text-align: center;"><u>100 分の 2.50</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特例期間においては、一般職給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>（1） 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に <u>100 分の 5</u> を乗じて得た額</p> <p>（2） 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職</p>	給料表	職務の級又は号給	割合	行政職給料表（一）	2 級以下	<u>100 分の 1.20</u>	3 級から 5 級まで	<u>100 分の 2.00</u>	6 級及び 7 級	<u>100 分の 2.50</u>	<p>（下呂市職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第 2 条 特例期間においては、下呂市職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給料表</th> <th style="width: 40%;">職務の級又は号給</th> <th style="width: 40%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">行政職給料表（一）</td> <td style="text-align: center;">2 級以下</td> <td style="text-align: center;"><u>100 分の 2.40</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級から 5 級まで</td> <td style="text-align: center;"><u>100 分の 4.00</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級及び 7 級</td> <td style="text-align: center;"><u>100 分の 5.00</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特例期間においては、一般職給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>（1） 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に <u>100 分の 10</u> を乗じて得た額</p> <p>（2） 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職</p>	給料表	職務の級又は号給	割合	行政職給料表（一）	2 級以下	<u>100 分の 2.40</u>	3 級から 5 級まで	<u>100 分の 4.00</u>	6 級及び 7 級	<u>100 分の 5.00</u>
給料表	職務の級又は号給	割合																			
行政職給料表（一）	2 級以下	<u>100 分の 1.20</u>																			
	3 級から 5 級まで	<u>100 分の 2.00</u>																			
	6 級及び 7 級	<u>100 分の 2.50</u>																			
給料表	職務の級又は号給	割合																			
行政職給料表（一）	2 級以下	<u>100 分の 2.40</u>																			
	3 級から 5 級まで	<u>100 分の 4.00</u>																			
	6 級及び 7 級	<u>100 分の 5.00</u>																			

改正後	改正前
<p>手当に対する地域手当の月額に <u>100 分の 5</u> を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 特例期間においては、一般職給与条例第 18 条から第 21 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、一般職給与条例第 22 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に <u>52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>手当に対する地域手当の月額に <u>100 分の 10</u> を乗じて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 特例期間においては、一般職給与条例第 18 条から第 21 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、一般職給与条例第 22 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>4 <u>特例期間においては、一般職給与条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する前 3 項（第 2 項第 1 号を除く。）の規定の適用については、第 1 項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から一般職給与条例附則第 13 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 2 項第 3 号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、同号ウ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から一般職給与条例附則第 15 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。</u></p>

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正前の下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例により支給された給与等については、
なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

条例制定当時から財政事情を見直した結果、財政見通しに改善がみられることから、減額率を改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 特例期間における給料月額の変額割合を次表のとおり改めます。

区分	改定前		改定後	
	職務の級又は号給	割合	職務の級又は号給	割合
行政職給料表(一)	2級以下	100分の <u>2.40</u>	2級以下	100分の <u>1.20</u>
	3級から5級まで	100分の <u>4.00</u>	3級から5級まで	100分の <u>2.00</u>
	6級及び7級	100分の <u>5.00</u>	6級及び7級	100分の <u>2.50</u>

(第2条第1項関係)

(2) 特例期間における管理職手当及び地域手当の変額割合を「100分の10」から「100分の5」に改めます。

(第2条第2項関係)

(3) 勤務1時間当りの給与額の算出方法を改めます。

(第2条第3項関係)

(4) 55歳を超える職員に対する給与の支給に関する減額の特例措置を廃止するものです。

(第2条第4項関係)

(5) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(6) 改正前の条例により支給された給与の変額率は、従前のままとします。

(附則第2項関係)